

●香川県告示第92号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成20年3月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
観音寺市大野原町花稻736番地 一方隅 毅  
観音寺市室本町418番地 小濱 福重
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
2号西かがわ第1区域  
小型定置漁業
- 2(1) 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名  
観音寺市豊浜町姫浜279番地3 山本 達雄  
観音寺市豊浜町姫浜1351番地2 上原 芳男
- (2) 同意を得た加入区の名称及び漁業区分  
2号西かがわ第2区域  
小型定置漁業